

被災者生活再建支援制度の見直し検討結果報告

平成 30 年 11 月
全国知事会危機管理・防災特別委員会
被災者生活再建支援制度に関する見直し検討ワーキンググループ

目 次

I	はじめに	1
II	被災者生活再建支援制度の見直し検討	2
1	支給対象の拡大範囲	2
2	支給額	8
3	支給拡大に伴う財政負担	11
4	自助・共助・公助のバランス	13
III	検討結果	16
1	制度の見直し内容	16
2	追加拠出の考え方	19
IV	ワーキンググループの検討過程	20
V	参考	21

I はじめに

被災者生活再建支援制度は、被災者生活再建支援法が平成10年5月に成立し、適用が開始された平成11年から今年で20年目を迎える。

概ね現行制度となった平成19年以降、平成23年に東日本大震災、平成28年に熊本地震が発生し、また近年大規模な風水害が発生するなど、大規模災害による被害が続いており、当制度により被災者の生活再建への支援が行われているが、当制度において支障となった事例が出てきている。そのため、平成30年7月開催の全国知事会議では、制度と実態の歪みを解消することを第一に、自助、共助、公助のバランス、相互扶助としての各自治体の負担規模に留意し、支給対象を拡大する検討を行うこととした。

これを受けて設置することとなった「被災者生活再建支援制度に関する見直し検討ワーキンググループ」において、支給対象の拡大範囲、支給額、支給拡大に伴う財政負担、自助・共助・公助のバランスについて検討を行ったので、その結果を報告する。

ワーキンググループの検討事項

検 討 事 項	内 容 等
支給対象の拡大範囲	現行の支給対象である全壊、解体、長期避難、大規模半壊からの拡大範囲
支給額	拡大した対象の支給額
支給拡大に伴う財政負担	支給対象の拡大に伴う必要額と各都道府県の拠出
自助・共助・公助のバランス	自助・共助・公助の取組とそのバランス

Ⅱ 被災者生活再建支援制度の見直し検討

1 支給対象の拡大範囲

(1) 住居の被害状況等

被災者生活再建支援法では、「住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する」ため、現在、全壊、解体、長期避難、大規模半壊を支給対象としている。これらの被災世帯に対し、現行の制度となった平成 19 年度以降、約 24 万 5 千世帯に対し約 4,200 億円が支給され、被災者の生活再建につながっている。

一方で、平成 19 年以降における災害による被害の発生状況からは、全壊が約 14 万 6 千棟、半壊が約 31 万 8 千棟、一部損壊が約 104 万 2 千棟、床上浸水が約 7 万 3 千棟、床下浸水が約 25 万棟あることから、平成 19 年の法改正の付帯決議にもあるとおり、「住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する」見直しが求められる。また、今年度発生した平成 30 年 7 月豪雨、大阪府北部を震源とする地震による住宅被害はそれぞれ 5 万棟を超え、北海道胆振東部地震では約 9 千棟の住家被害が発生している。

【表 1 被害状況（1967 年～2016 年）＜棟数＞】

	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
50 年間	285,531	564,559	3,518,980	1,156,747	5,392,681
平成 7、23 年を除く	55,921	198,539	2,474,796	1,121,451	5,307,502
平成 19 年以降	142,313	317,665	1,045,704	73,108	249,828
平成 23 年を除く	13,086	60,671	315,005	42,125	194,654

〔全壊・半壊〕

地方財政要覧（地方財政制度研究会編 平成 29 年）

※91 年、92 年は雲仙岳災害に係る推計値を含む。

平成 28 年分は地方防災行政の現況（平成 29 年度）

〔一部破損・床上浸水・床下浸水〕

（昭和 42 年～平成 17 年）総務省統計局 自然災害の発生状況

（昭和 37 年～平成 17 年）<http://www.stat.go.jp/data/chouki/29.html>

（平成 18 年～平成 27 年）総務省統計局「第六十七回日本統計年鑑」

（平成 28 年）消防庁「地方防災行政の現況（平成 29 年度）」

(2) 住居の被害額等

①全壊等の被害額

被災者生活再建支援法は、現行規定の「生活基盤に著しい被害」として、全壊、解体、長期避難、大規模半壊を支給対象としている。これは、年収、資産、年齢等にかかわらず、所有する住宅を失うことは生活基盤に多大な影響を与えることから支給対象としている。

「生活基盤に著しい被害」として、全壊、半壊等が、どの程度の被害が出ているかを「住宅・土地統計調査」（総務省）、「水害統計調査」（国土交

通省)を参考に、地震、風水害で実際に使用する「損害基準判定」に基づいて算出すると、全壊が約24百万円、大規模半壊が約14百万円、半壊が約10百万円、その他が約3百万円となる。また、床面積ベースの「損壊基準判定」に基づいて算出すると、全壊が約27百万円、大規模半壊約19百万円、半壊が約11百万円、その他が約3百万円となる。

このことから、半壊の場合は、「損害基準判定」、「損壊基準判定」のいずれによっても、約10百万円程度の損害が発生している状況にあるため、「生活基盤に著しい被害」を受けている可能性が高い。

【表1-2 被害の程度別の被害額(損害基準判定)】							
	損害基準判定 (住家全体に占める損害割合)	算定上の 判定割合 (%)	1戸あたり の評価額 (千円)	被害額 (千円)	1世帯あたり 家庭用品 所要額 (千円)	被害額 (千円)	被害額 計 (千円)
	A	B	C	$D=C \times B \div 100$	E	$F=E \times B \div 100$	$G=D+F$
全壊	50%以上	75	18,832	14,124	13,004	9,753	23,877
大規模半壊	40%以上 50%未満	45	18,832	8,474	13,004	5,852	14,326
半壊	20%以上 40%未満	30	18,832	5,650	13,004	3,901	9,551
その他	20%未満	10	18,832	1,883	13,004	1,300	3,183

【表1-3 被害の程度別の被害額(損壊基準判定)】							
	損壊基準判定 (延床面積に占める判定割合)	算定上の 判定割合 (%)	1戸あたり の評価額 (千円) ②	被害額 (千円)	1世帯あたり 家庭用品 所要額 (千円) ③	被害額 (千円)	被害額 計 (千円)
	A	B	C	$D=C \times B \div 100$	E	$F=E \times B \div 100$	$G=D+F$
全壊	70%以上	85	18,832	16,007	13,004	11,053	27,060
大規模半壊	50%以上 70%未満	60	18,832	11,299	13,004	7,802	19,101
半壊	20%以上 50%未満	35	18,832	6,591	13,004	4,551	11,142
その他	20%未満	10	18,832	1,883	13,004	1,300	3,183

B 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、上下限の中間の数値を利用
 C 平成25年住宅・土地統計調査の各都道府県別の1戸あたり床面積・住宅数及び平成28年水害統計書の都道府県別の家屋1㎡当たり評価をもとに算出した数値を使用
 E 平成28年水害統計書の「1世帯あたり家庭用品所要額」の数値を利用

②被災者生活再建支援制度にかかる再建状況

実際に生活再建にかかる実態を把握するため、被災者生活再建支援制度

の支給実績を分析したところ、6県の調査結果からは、「全壊・解体」の場合、「建設・購入」で約21百万円、「補修」で約5百万円を要している。また、「大規模半壊」の場合、「建設・購入」で約21百万円、「補修」で約6百万円を要している。支援金受給のために提出された契約書等に基づくため、生活再建に要した全額とはいえないものの、このことから、全壊、解体、大規模半壊の場合、「建設・購入」と「補修」で差は大きいものの、多額の費用を要している状況にある。

【表1-4 生活再建費用実態調査】

支給の区分	再建方法	対象世帯 A	全世帯所要額 (千円) B	一世帯あたり の所要額(千円) C=B/A
全壊・解体	建設・購入	1,296	22,442,285	21,175
	補修	188	952,808	5,068
大規模半壊	建設・購入	60	1,298,105	21,485
	補修	249	1,914,462	5,891

※茨城県、兵庫県、広島県、徳島県、大分県、熊本県提供データ
 なお、支援金受給のために提出された契約書等に基づくため、生活再建に要した全額を意味しないことに留意が必要である。

③災害救助法による応急修理の状況

災害救助法の住宅の応急修理の実績により修繕費を分析したところ、一世帯あたり80万円であったが、これは支給限度額が58万4千円であることを踏まえ、必要書類を提出しているものと考えられる。

【表1-5 住宅の応急修理】

区分	対象世帯 A	全世帯所要額 (千円) B	一世帯あたり の所要額(千円) C=B/A
半壊	2,394	1,923,647	804

※茨城県、石川県、兵庫県、広島県、徳島県、熊本県提供データ

④都道府県独自の制度にかかる再建費用の状況

被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給に加え、各都道府県においては、都道府県独自の被災者生活再建支援制度等を創設し、被災者の生活再建を支援してきたところである。

都道府県独自の被災者生活再建支援制度の支給実績により修繕費を分析したところ、兵庫県の事例で半壊が一世帯あたり2,481千円、一部損壊が一世帯あたり1,961千円、徳島県の事例で半壊が一世帯あたり1,834千円、床上浸水が一世帯あたり977千円であった。

また、都道府県独自の被災者生活再建支援制度の支給実績により家電製品の購入額を分析したところ、徳島県の事例で半壊(所有)が一世帯あたり613

千円、床上浸水（所有）が一世帯あたり 397 千円であった。

【表 1－6 半壊、一部損壊、床上浸水の修繕費】

○兵庫県の事例[平成 26 年 8 月豪雨]

区分	対象世帯 A	修繕費 (千円) B	一世帯あたりの 修繕費 (千円) C=B/A
半壊	42	104,190	2,481
一部損壊	57	111,783	1,961

※兵庫県提供データ

○徳島県の事例[平成 26 年台風第 12 号及び第 11 号]

区分	対象世帯 A	修繕費 (千円) B	一世帯あたりの 修繕費 (千円) C=B/A
半壊	102	187,040	1,834
床上浸水	32	31,271	977

※徳島県提供データ

【表 1－7 家電製品購入額】

区分	対象世帯 A	購入額 (千円) B	一世帯あたりの 購入額 (千円) C=B/A
半壊（所有）	59	36,149	613
半壊（賃貸）	35	16,843	481
床上浸水（所有）	25	9,937	397
床上浸水（賃貸）	31	8,001	258

※徳島県提供データに基づく

また、徳島県の事例から、修繕費・家電製品、災害救助法の応急修理に要した費用を整理したところ、限られたデータとはいえ、半壊（所有）が一世帯あたり 2,756 千円、半壊（賃貸）が一世帯あたり 945 千円であった。この結果、少なくとも半壊については生活再建にあたって相当な負担が必要になっている状況が伺える。

【表 1－8】災害救助法の応急修理、住宅修繕費・家庭用品等（徳島県）
[平成 26 年台風 12 号及び 11 号]

区分	対象世帯 A	修繕費 (千円) B	一世帯あたりの 修繕費 (千円) C=B/A
半壊（所有）	60	165,333	2,756
半壊（賃貸）	7	6,619	945

※徳島県提供データ

なお、これらの都道府県独自の制度に係る再建費用については、被災者が支給限度額を念頭に本来かかった修繕費・家電製品購入費全体のうち一

部の領収書等のみを提出している可能性があることや、被災者が、被災に伴う補修に併せて、リフォーム等を実施している可能性があることに留意する必要がある。

このような点も含め、被害額の算出や都道府県独自の被災者生活再建支援制度の支給実績から、半壊世帯は、「生活基盤に著しい被害」を受けている可能性が高く、被災者に寄り添った支援が必要と考える。

(3) 他の公的支援における全壊・大規模半壊以外への対応状況

災害発生時における公的支援については、施策の目的に応じて様々な被災者を対象に実施されている。このうち、全壊・大規模半壊以外の被災者を対象に実施されている公的支援について見てみると、近年、半壊被害も対象とするものが増加しており、被災者対策・被災地復興対策における半壊被害への支援の重要性が高まっているものと考ええる。

[近年、半壊被害を対象に加えた主な公的支援]

○仮設住宅への半壊被災者（自らの住居に居住できない者）の入居

東日本大震災で一部運用が開始され、以降、熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨災害で適用されている。

○半壊住家の公費解体

阪神・淡路大震災で初めて適用され、以降、東日本大震災、熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨災害で適用されている。

○災害に対する税制上の措置

平成 29 年度税制改正において、近年災害が頻発していることを踏まえ、災害に対応するための税制上の措置が常設化された。この中で、東日本大震災で新設され、原則として半壊以上の被害を対象とした「住宅の再取得等に係る住宅ローン減税の特例」も常設化された。

なお、当該特例では、半壊被害は、通常の修繕では居住の用に供することが困難な被害があったと考えられることから対象とされており、近年の災害における半壊被害の深刻度を考慮した結果と推測される。

(4) 配慮を要する世帯等への支給

「被災者生活再建支援制度に関する検討結果報告」（平成 30 年 7 月）をまとめるにあたり、各都道府県に意見照会したところ、被災により生活に困難をきたすことを考慮し、障がい者手帳所持者を含む世帯、ひとり親世帯又は市町村民税非課税世帯といった特に配慮を要する世帯に支給する必要があるとの意見があった。

配慮を要する世帯は、総じて低い所得に結びつく世帯であることから、市町村民税非課税世帯に関して整理を行った。「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によって算出すると、市町村民税非課税世帯の全世帯に占める割

合は、平成 25 年が 23.7%、平成 26 年が 25.7%、平成 27 年が 23.8%、平成 28 年が 24.5%、平成 29 年が 23.0%であり、概ね 4 世帯に 1 世帯が市町村民税非課税世帯といえる。

なお、平成 19 年改正によって、被災者であれば年収の多寡にかかわらず支援が受けられるよう制度が改善されており、現行制度は非常にシンプルな制度となっている。配慮を要する世帯について支給検討を行う場合、改めて収入に関係の深い世帯要件を入れるかどうかは課題となる。

<参考>

- ・障がい者手帳所持者は、「平成 28 年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」(厚生労働省)によると、559 万 4 千人(推計)。
- ・ひとり親世帯は、「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」(厚生労働省)によると、母子世帯が 123 万 2 千世帯、父子世帯が 18 万 7 千世帯(ともに推計)。

その他に、店舗兼住宅の店舗部分の被害への支給について、地域コミュニティを支えているといった側面があることから、支給対象に加える必要があるとの意見があるが、当制度は、本来、事業者を支給の対象としていないことに加え、国のグループ補助金などの事業者向けの支援制度との関係にも留意する必要がある。

住家の被害認定が見直されれば、浸水被害は堆積した汚泥等により日常生活に支障が生じている可能性があることから、支援対象として検討することも考えられる。

2 支給額

支給額については、支給対象を拡大した場合、全壊、大規模半壊等のバランスを考慮しながら、どの程度の額を支給すれば生活の安定に資することになるかを検討する必要がある。

1 (2) ②③④の再建費用等の状況から、全壊、解体、大規模半壊については、「建設・購入」で約 21 百万円、「補修」で約 5 百万～6 百万円を要している実態があり、半壊で約 2 百万円以上、一部損壊・床上浸水で約 1 百万円以上の修繕費用を要していることは確認できたが、支給額の妥当額を算出するには実績値を十分に把握することは困難なことから、被害の程度別の被害額によって検討を行った。

(1) 半壊

表 1-2 の被害の程度別の被害額（損害基準判定）に基づく半壊の被害額（約 955 万円）を基準に、全壊、大規模半壊の被害額に対する比率を算定し、半壊支給額を計算すると、表 2-1 のとおりとなる。「全壊」の「建設・購入」で再建する場合、「大規模半壊」の「補修」で再建する場合は、110 万円程度（「全壊」・「建設・購入」120 万円と「大規模半壊」・「補修」100 万円の中間値）が妥当な水準となる。

半壊の場合、災害救助法の応急修理（上限 58.4 万円）を活用するとともに、住宅再建に資する支援金を 50 万円程度支給すれば、公的支援としては 108 万円程度の給付となり、妥当な支給水準になると考えられる。なお、ワーキンググループでは、災害救助法の応急修理分を引かないとする意見もあった。

同様に、表 1-3 の被害の程度別の被害額（損壊基準判定）に基づく半壊の被害額（約 1,114 万円）を基準にすると、半壊支給額は表 2-2 のとおりとなる。「全壊」のうち「建設・購入」で再建する場合、または「大規模半壊」の「補修」で再建する場合は、106 万円程度（「全壊」・「建設・購入」124 万円と「大規模半壊」・「補修」88 万円の中間値）が妥当な水準となり、災害救助法の応急修理を考慮すると、生活再建支援制度から 50 万円程度の支給が妥当な水準となる。

なお、表 1-4 の生活再建費用実態調査から、「全壊」は「建設・購入」、「大規模半壊」は「補修」が主な再建手法となっていることから、「比率から見た半壊支給額」は、その再建手法をベースに算定した。また、当制度は見舞金的なものであるものの、半壊の場合、補修に 100 万円を要しないケースが想定されるため、支給額の妥当性の検討にあたり、公費からの過分の支援にならないことに留意した。なお、これまでに実施されている都道府県独自の被災者生活再建支援制度での半壊の支給額は、5 千円～150 万円となっている。

【表 2-1 被害の程度別の被害額から試算した半壊支給額（損害基準判定）】

区分	再建方法	被害額 (千円) A	半壊の被害額 に対する割合 B=A/9551	支給額 (千円) C	比率から見た 半壊支給額 D=C/B
全壊	建設・購入	23,877	2.50	3,000	1,200
大規模半壊	補修	14,326	1.50	1,500	1,000
半壊	補修	9,551			

※被害の程度別の被害額（損害規準判定）による算定

【表 2-2 被害の程度別の被害額から試算した半壊支給額（損壊基準判定）】

区分	再建方法	被害額 (千円) A	半壊の被害額 に対する割合 B=A/11142	支給額 千円) C	比率から見た 半壊支給額 D=C/B
全壊	建設・購入	27,060	2.43	3,000	1,235
大規模半壊	補修	19,101	1.71	1,500	877
半壊	補修	11,142			

※被害の程度別の被害額（損壊規準判定）による算定

(2) その他（一部損壊・床上浸水・床下浸水）

表 1-2 の被害の程度別の被害額（損害基準判定）に基づくその他の被害額（約 318 万円）を基準に、全壊、大規模半壊の被害額に対する比率を算定し、その他の支給額を計算すると、表 2-3 のとおりとなる。「全壊」の「建設・購入」で再建する場合、または「大規模半壊」の「補修」で再建する場合は、35 万円程度（「全壊」・「建設・購入」40 万円と「大規模半壊」・「補修」33 万円の間値）が妥当な水準となる。

同様に、表 1-3 の被害の程度別の被害額（損壊基準判定）に基づくその他の被害額（約 318 万円）を基準にすると、その他の支給額は表 4-2 のとおりとなる。「全壊」のうち「建設・購入」で再建する場合、または「大規模半壊」で「補修」により再建する場合は、30 万円程度（「全壊」・「建設・購入」35 万円と「大規模半壊」・「補修」25 万円の間値）が妥当な水準となる。

【表 2-3 被害の程度別の被害額から試算したその他支給額（損害基準判定）】

区分	再建方法	被害額 (千円) A	その他の被害額 に対する割合 B=A/3183	支給額 (千円) C	比率から見た その他支給額 D=C/B
全壊	建設・購入	23,877	7.50	3,000	400
大規模半壊	補修	14,326	4.50	1,500	333
その他	補修	3,183			

※被害の程度別の被害額（損害規準判定）による算定

【表 2-4 被害の程度別の被害額から試算したその他支給額（損壊基準判定）】

区分	再建方法	被害額 (千円) A	その他の被害額 に対する割合 $B=A/3183$	支給額 (千円) C	比率から見た その他支給額 $D=C/B$
全壊	建設・購入	27,060	8.50	3,000	353
大規模半壊	補修	19,101	6.00	1,500	250
その他	補修	3,183			

※被害の程度別の被害額（損壊規準判定）による算定

3 支給拡大に伴う財政負担

(1) 支給拡大に伴う必要額

①前提条件（世帯変換率）

1の(1)住居の被害状況等で、被害棟数を整理したが、被災者生活再建支援制度の支援対象は、建物単位ではなく世帯単位であるため、5年間の全壊・半壊に基づいて、世帯変換率を算出する。

世帯変換率

$$97,869 \text{ 世帯} \div 61,204 \text{ 棟} = 1.60$$

【表3-1 全壊・半壊の棟数・世帯数】

	全壊		半壊		計	
	棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯
24年	553	499	3,165	2,984	3,718	3,483
25年	264	270	2,328	2,385	2,592	2,655
26年	367	357	1,145	1,212	1,512	1,569
27年	123	124	7,264	7,275	7,387	7,399
28年	9,286	13,132	36,709	69,631	45,995	82,763
計	10,593	14,382	50,611	76,817	61,204	97,869

※地方防災行政の概要（消防庁）

②半壊

災害の発生状況は、年次間で差が大きいことから、過去50年間（1967年～2016年）の災害発生状況と、大規模災害の発生も考慮すべきことから明治三陸沖地震（1896年）以降の大規模地震災害の発生状況をふまえ、1世帯あたり50万円として算出すると、年16億円が必要となる。

③その他

災害の発生状況は、年次間で差が大きいことから、過去50年間（1967年～2016年）の災害発生状況をふまえ、1世帯あたり30万円として算出すると、一部損壊で年124億円、床上浸水で年56億円、床下浸水で285億円が必要となる。

なお、平成19年改正によって、被災者であれば年収の多寡にかかわらず支援が受けられるよう制度が改善されているが、仮に市町村民税非課税世帯のみを支給対象とした場合、一部損壊で年31億円、床上浸水で年14億円、床下浸水で年71億円となる。

※なお、詳細については、「V 資料」に記載している。

(2) 各都道府県の拠出割合

特段に変更を要する状況変化等は見られないため、拠出割合は現行どおりとする。

○拠出額の 80%に相当する額を直近の国勢調査に基づく世帯割により按分。

○拠出額の 20%に相当する額を均等割により按分。

なお、支給拡大にあたっては、少なくとも平成 11 年度、16 年度の拠出時と同等の財政措置（起債充当率 100%、償還に対する交付税措置 80%）がなされる必要がある。

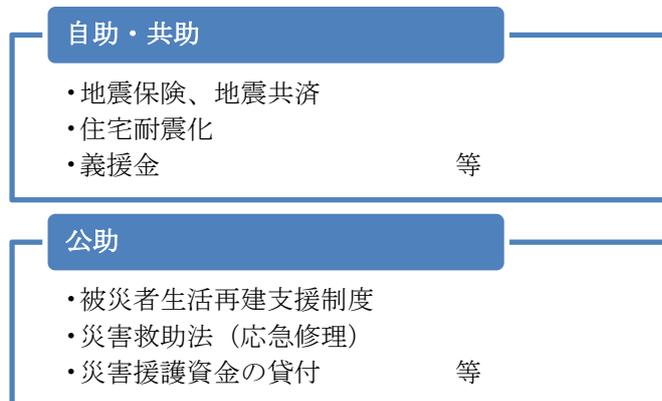
4 自助・共助・公助のバランス

(1) 被災者生活再建における自助・共助・公助のあり方

東日本大震災への対応状況を踏まえると、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しいことから、行政による公助のみならず、国民一人一人による「自助」や、地域における「共助」の取組が重要であり、今後の大規模災害に備えて、自助・共助・公助のバランスが取れた施策が求められている。

被災者の生活再建支援に関する自助・共助・公助の取組については、「自助」・「共助」の取組については、各世帯が地震保険、地震共済への加入や住宅の耐震化に取り組み、万が一の災害に備える必要があり、また義援金等の相互扶助による再建支援が期待される。「公助」の取組については、当被災者生活再建支援制度や災害救助法（応急修理）、災害援護貸付金の貸付による支援が重要である。

【図4 被災者生活再建における自助・共助・公助の取組】



※ワーキンググループで作成

(2) 「自助」・「共助」の取組

①地震保険、地震共済

生活の基盤となる住宅にかかる地震保険については、31.2%となっており、増加傾向であるものの、世帯加入率は改善する余地がある。

「水害に対する備えに関する世論調査」（内閣府、2016年）によると、「建物の保障」（加入率：28.4%）における「未加入理由」（複数回答あり）として、「自宅周辺で水害は起こらないと思うから」が43.4%、「水害が起こっても自宅は被害を受けないと思う」が17.6%となっている。また、「保険料が高いと思うから」が17.0%、「十分な補償はなされないと思うから」が9.5%となっている。こうしたことから、加入の促進にあたっては、幅広い対応が求められるところである。

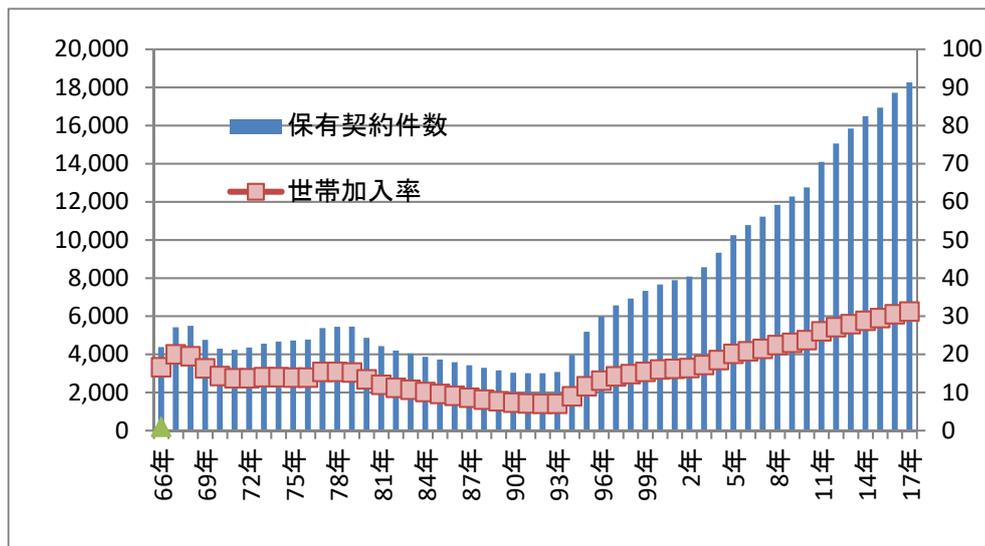
また、相互扶助の考え方のもと、加入者全員からの掛け金で損害を受けた加入者に支払う地震共済がある。

さらに、共助の取組として、兵庫県では、阪神・淡路大震の経験・教訓

を踏まえ、災害後の速やかな住宅再建を支援するため、住宅所有者が平時から負担金を持ち寄って備えることで、自然災害で被害を受けた住宅を再建する際に最大 600 万円の給付を受けられる「助け合い」の制度として「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」が創設・運用されている。

地震保険、地震共済の加入が進むことによって、被害を受けた際の生活再建につながることから、加入促進を図る必要がある。

【表 4 - 1 地震保険の世帯加入率・保険件数の推移】



※損害保険料率算定機構をもとにワーキンググループで作成

②住宅耐震化

住宅の耐震化については、2013年で約82%となっている。国においては、住宅の耐震化に向けて積極的な取組を行っている地方公共団体を対象とした住宅耐震化を総合的に支援する新たなメニューが2018年予算で創設されたことから、引き続き住宅の耐震化の取組を促進していく必要がある。

【表 4 - 2 住宅の耐震化の進捗状況 (推計値)】

		2003年	2008年	2013年	2020年 (目標)
S56年以前	耐震性なし	約1,150万戸	約1,050万戸	約900万戸	約250万戸
	耐震性あり	約700万戸	約650万戸	約600万戸	約650万戸
S57年以降	耐震性あり	約2,850万戸	約3,250万戸	約3,700万戸	約4,350万戸
総戸数		約4,700万戸	約4,950万戸	約5,200万戸	約5,250万戸
耐震化率		約75%	約79%	約82%	約95%

※国土交通省 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html

③義援金

義援金は、東日本大震災に係る日本赤十字社等義援金配分額（内閣府、2018年8月時点）が総額3,735億円、熊本地震に係る義援金（熊本県、2018年8月時点）が総額524億円となっている。

義援金は、相互扶助から見て被災者の支援につながっているが、災害によって配分する対象数が異なることから、個々の配分額には差が生じている。

（3）「自助」・「共助」の促進と「公助」の推進

「自助」・「共助」の取組である地震保険の加入率は31.2%と高いとはいえず、住宅耐震化率も改善する余地があることから、引き続き「自助」・「共助」の取組を促進する必要がある。

他方で、「生活基盤に著しい被害」を受けた被災者の生活再建のための制度である、被災者生活再建支援制度により、その被害の実態に応じた支援を図るなど、「公助」の役割として災害に備えておく必要がある。

Ⅲ 検討結果

1 制度の見直し内容

- 被災者生活再建支援法が謳う「住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する」ため、現行規定の「生活基盤に著しい被害」として支給対象とする範囲を、制度の持続可能性などを考慮して検討し、半壊まで拡大する。
- 現行の支給額と被害別の程度のバランスを考慮し、半壊の支給額は50万円を目安とする。拡大した場合の財政負担は年16億円を見込む。

検討結果の考え方

(1) 拡大する支給対象

被災者生活再建支援法では「住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する」ことを目的としており、支給対象は「生活基盤に著しい被害」としている。半壊世帯の損害を算出すると10百万円程度の損害が発生している状況にある。また、都道府県独自の被災者生活再建支援制度の支給実績によると、データに制約があるものの、少なくとも2百万円から3百万円の修繕費等がかかっている実態が見られる。こうしたことから、半壊世帯は、法が支給の対象とする「生活基盤に著しい被害」を受けている可能性が高く、被災者に寄り添った支援が必要である。

また、近年の災害における全壊以外の被害の発生状況や、半壊被害に対する公的支援の状況を踏まえると、被災者生活再建支援法の目的から半壊世帯への支給はナショナルミニマムとして全国一律の制度として対応すべきである。

一方で、支給対象の検討にあたっては、都道府県の相互扶助の範囲内で負担できる規模と、地震保険・地震共済の加入や住宅の耐震化の阻害とならないよう自助・共助・公助のバランスを考慮する必要がある。また、半壊の支給額を50万円とした場合、財政負担は年16億円、10年間で160億円となることから、制度として持続可能性があり、被災者を支援するために都道府県が相互扶助できる範囲と考えられる。

(2) 支給額

現行の支給対象となる全壊、大規模半壊等の支給額と被害の程度別の被害額とのバランスを考慮すると、半壊の支給想定額は110万円となるが、半壊の場合、主に修理が前提となることから、災害救助法の応急修理で、58万4千円を限度額に活用できることから、住宅再建に資する被災者生活再建支援制度では50万円程度が妥当な額といえる。

一方で、現行制度において半壊でやむなく解体した場合、最大で300万円の支援金が支給されるが、その住宅再建には、1戸あたりの損害の評価額で19百万円、被災者生活再建支援制度の実態調査において全壊世帯が

建設・購入した場合は21百万円かかることから、解体した場合、20百万程度の支出が必要となり、半壊で修理した場合と比べてバランスを欠くことはないとする。

※なお、拡大した場合の支給方法については、「V 資料」に記載している。

(3) 支給対象の拡大に伴う財政負担

支給拡大した場合の追加の財政負担は年16億円が見込まれる。行政としての基金の性格上、10年先を見据えた運用が必要であることから、基金として160億円の追加拠出が必要となる。

拠出割合については、特段に変更を要する状況変化等は見られないため、現行どおりとする。

○拠出額の80%に相当する額を直近の国勢調査に基づく世帯割により按分。

○拠出額の20%に相当する額を均等割により按分。

なお、支給拡大にあたっては、少なくとも平成11年度、16年度の拠出時と同等の財政措置（起債充当率100%、償還に対する交付税措置80%）がなされることが必要である。

(4) 今後の課題

被災者生活再建支援制度に関する見直し検討ワーキンググループでは、法の趣旨、被害の実態、財政負担等の観点から検討してきたが、配慮を要する世帯、店舗兼住宅の店舗部分への支給や、住家被害認定基準の見直しによる支給については、今後の災害による被害状況や制度の持続可能性、他の国等による事業者向けの支援制度などを考慮する必要がある、今後の課題とする。

□配慮を要する世帯への支給の検討

平成19年改正によって、被災者であれば年収の多寡にかかわらず支援が受けられるよう制度が改善されており、現行制度は非常にシンプルな制度となっているが、生活再建にあたって困難が伴うと考えられる配慮を要する世帯について、支給検討を求める意見がある。

ただし、改めて収入に関係の深い世帯要件を入れるかどうかは課題となる。

必要額

	必要額	うち市町村民税非課税世帯の必要額
一部損壊	年124億円	年31億円
床上浸水	年56億円	年14億円
床下浸水	年285億円	年71億円

□店舗兼住宅の店舗への支給の検討

被災者生活再建支援制度は、被災者を支援する制度であることから、店舗兼住宅の店舗部分の被害は支給対象外となっているが、地域コミュニティーを支えているといった側面があることから、支給検討を求める意見がある。

ただし、国のグループ補助金など事業者向けの支援制度との関係にも留意する必要がある。

□住家被害認定基準の見直しによる支給対象の検討

住家の被害認定基準が見直されれば、浸水被害は堆積した汚泥等により日常生活に支障が生じている可能性があることから、支給対象として検討することも考えられる。

2 追加拠出の考え方

○平成31年度に各都道府県の追加拠出により基金規模を600億円とすることから、その基金規模の半分を下回った場合に、以降の追加拠出について検討を開始する。

また、支給対象が半壊まで拡大された場合も同様に、半壊を含めた基金規模の半分を下回った場合に、以降の追加拠出について検討を開始する。

検討結果の考え方

「被災者生活再建支援制度に関する検討結果報告」（平成30年7月）において、現行制度を前提とした必要額として年60億円と算定した。

行政としての基金の性格上、10年先を見据えた運用が必要（災害復旧事業債の財政融資資金地方資金の償還期限が10年間、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」で定める「復興期間」が10年間）であることから、基金の規模として600億円が必要とした。

基金の追加拠出については、検討期間、各都道府県での予算化、国への財政措置の要望と地方財政措置が必要となるため、2年程度の期間を要する。

こうしたことから、現行制度を前提として、基金規模600億円の半分となる300億円を下回った場合に、以降の追加拠出について検討を開始する。年60億円の支出を前提に2年間の検討等の期間が経過した場合の基金残高は180億円程度になることから、追加拠出の時期としては妥当と考える。

なお、平成30年は、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震が発生したことから、これらにかかる支給額及び支給推移を踏まえて、今後の追加拠出に関して留意する必要がある。

また、支給対象が半壊まで拡大された場合、基金の規模として760億円が必要となる。この場合も同様に、半壊を含めた基金規模の半分となる380億円を下回った場合に、以降の追加拠出について検討を開始する。この場合も現行制度と同様に、年76億円の支出を前提に2年間の検討等の期間が経過した場合の基金残高は230億円程度になることから、追加拠出の時期としては妥当と考える。

基金規模

○現行：年60億円×10年間＝600億円

○半壊まで拡大した場合：（現行年60億円＋半壊16億円）×10年間＝760億円

IV ワーキンググループの検討過程

1 ワーキンググループの構成メンバー

ブロック	都道府県
北海道東北	岩手県
関東	茨城県
東海北陸	石川県
近畿	兵庫県
中国	広島県
四国	徳島県
九州	大分県
事務局	危機管理・防災特別委員会委員長県（三重県） 全国知事会調査第二部 公益財団法人都道府県センター被災者生活再建支援基金部

2 検討過程

○第1回被災者生活再建支援制度に関する見直し検討ワーキンググループ（9月）	
	◇ワーキンググループに付託された支給対象の拡大範囲、支給額、支給拡大に伴う財政負担、自助・共助・公助のバランスの論点整理
○第2回被災者生活再建支援制度に関する見直し検討ワーキンググループ（9月）	
	◇支給対象の拡大範囲、支給額、支給拡大に伴う財政負担、自助・共助・公助のバランスの個別の方向性の検討
○第3回被災者生活再建支援制度に関する見直し検討ワーキンググループ（10月）	
	◇被災者生活再建支援制度の見直し検討にかかるまとめ

V 参考

1 自然災害の災害状況

(1) 過去 50 年における災害による被害の発生状況 (1967 年～2016 年)

【全壊・半壊】

年次	家屋被害		主要災害	
	全壊戸数	半壊戸数		
42	1967	1,901	4,041	豪雨、干ばつ
43	1968	1,606	6,383	豪雨、台風、えびの地震、十勝沖地震、宇和島沖地震
44	1969	576	1,096	豪雨、台風
45	1970	2,302	6,695	豪雨、台風、暴風雨、長雨
46	1971	1,577	3,215	台風
47	1972	3,788	8,231	豪雨、台風
48	1973	487	494	豪雨、台風
49	1974	1,031	1,985	豪雨、台風、伊豆半島沖地震
50	1975	1,625	2,952	豪雨、台風、大分県沖地震
51	1976	2,991	4,510	豪雨、台風
52	1977	1,707	2,114	豪雨、台風
53	1978	1,671	7,495	豪雨、台風、干ばつ、宮城県沖地震
54	1979	509	3,075	豪雨、台風
55	1980	352	654	豪雨
56	1981	371	894	豪雨、台風、浦河沖地震
57	1982	1,386	2,353	台風
58	1983	3,313	5,972	豪雨、台風、豪雪、東北林野火災、日本海中部地震、三宅島噴火
59	1984	107	241	豪雨、豪雪、長野県西部地震
60	1985	260	850	豪雨、台風、地すべり
61	1986	272	498	豪雨、台風、伊豆大島噴火
62	1987	352	1,499	台風
63	1988	203	242	豪雨
元	1989	124	268	豪雨、台風、竜巻
2	1990	651	1,597	豪雨、台風
3	1991	1,494	14,553	豪雨、台風、雲仙岳噴火
4	1992	63	189	豪雨
5	1993	2,043	2,721	豪雨、台風、釧路沖地震、北海道南西沖地震
6	1994	194	1,046	豪雨、北海道東方沖地震、北陸はるか沖地震
7	1995	100,383	109,026	台風、阪神・淡路大震災
8	1996	39	246	豪雨、台風
9	1997	119	184	豪雨、台風
10	1998	302	1,454	豪雨、台風、大雨、岩手県内陸北部地震
11	1999	531	3,844	豪雨、台風
12	2000	621	3,696	大雨、有珠山噴火、三宅島噴火、鳥取県西部地震
13	2001	156	1,155	豪雨、台風、芸予地震
14	2002	74	259	台風
15	2003	1,509	4,437	豪雨、台風、宮城沖地震、宮城県北部地震、十勝沖地震
16	2004	4,679	30,423	豪雨、台風、新潟県中越地震
17	2005	1,391	4,286	豪雨、台風、福岡県西方沖地震
18	2006	458	2,021	豪雨、竜巻
19	2007	2,107	7,875	台風、大雨、能登半島地震、新潟県中越沖地震
20	2008	63	212	豪雨、台風、大雨、岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部を震源とする地震
21	2009	255	1,381	豪雨、台風、駿河湾を震源とする地震
22	2010	68	592	大雨
23	2011	129,227	256,994	豪雨、台風、東日本大震災
24	2012	553	3,165	台風、大雨
25	2013	264	2,328	台風、大雨
26	2014	367	1,145	豪雨、台風、御嶽山噴火
27	2015	123	7,264	台風
28	2016	9,286	36,709	台風、熊本地震、鳥取中部地震
計		285,531	564,559	
うち		55,921	198,539	【阪神・淡路大震災、東日本大震災が発生した7、23年を除く】

出典：地方財政要覧（地方財政制度研究会編 平成 29 年）

※91 年、92 年は雲仙岳災害に係る推計値を含む。

平成 28 年分は地方防災行政の現況（平成 29 年度）による

(2) 過去 50 年における災害による被害の発生状況 (1967 年～2016 年)
【一部破損等】

年次		家屋被害(棟)		
		一部破損	床上浸水	床下浸水
42	1967	8,857	82,540	357,264
43	1968	55,160	10,026	102,611
44	1969	2,852	34,339	104,098
45	1970	59,551	45,239	142,077
46	1971	3,559	44,547	311,598
47	1972	9,160	82,279	386,685
48	1973	6,435	23,752	161,068
49	1974	11,332	84,855	385,727
50	1975	33,240	41,901	254,099
51	1976	45,305	110,777	496,932
52	1977	7,584	13,424	83,902
53	1978	165,164	10,254	71,704
54	1979	44,394	32,128	275,534
55	1980	7,736	14,536	116,179
56	1981	19,563	39,836	184,050
57	1982	14,282	89,872	351,692
58	1983	13,534	23,999	115,415
59	1984	7,985	2,725	23,727
60	1985	58,413	9,094	68,220
61	1986	13,693	34,143	92,309
62	1987	146,957	8,457	60,330
63	1988	2,358	9,421	51,076
元	1989	9,872	11,240	85,475
2	1990	35,257	24,271	125,975
3	1991	734,872	21,363	93,637
4	1992	11,459	1,718	15,461
5	1993	87,240	23,917	71,296
6	1994	21,743	8,131	29,950
7	1995	313,485	4,313	30,005
8	1996	14,899	3,482	17,478
9	1997	9,764	6,735	51,207
10	1998	53,984	22,750	74,835
11	1999	113,074	14,950	68,562
12	2000	21,501	25,506	59,722
13	2001	51,707	3,031	14,074
14	2002	5,455	3,514	14,852
15	2003	18,342	5,519	13,198
16	2004	200,880	43,826	144,326
17	2005	16,503	8,114	22,159
18	2006	16,125	3,115	14,344
19	2007	65,134	2,284	10,939
20	2008	4,516	4,846	31,601
21	2009	15,092	4,528	21,752
22	2010	1,637	2,767	12,233
23	2011	730,699	30,983	55,174
24	2012	12,657	7,883	40,908
25	2013	16,516	7,000	31,711
26	2014	17,396	7,512	19,426
27	2015	6,846	2,930	15,556
28	2016	175,211	2,375	10,528
計		3,518,980	1,156,747	5,392,681
うち平成7年、平成23年を除く		2,474,796	1,121,451	5,307,502

出典：(昭和 42 年～平成 17 年) 総務省統計局 自然災害の発生状況 (昭和37 年～平成17 年)
<http://www.stat.go.jp/data/chouki/29.html>
 (平成 18 年～平成 27 年) 総務省統計局「第六十七回日本統計年鑑」
 (平成 28 年) 消防庁「地方防災行政の現況 (平成 29 年度)」

(3) 明治三陸沖地震以降の大規模地震災害の発生状況

基金の創設時から大規模災害のシミュレーションでは、明治三陸沖地震（1896年）以降の全壊1万戸以上の災害を対象にしており、関東大震災、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を除く5災害を合計すると、全壊が10万棟、半壊が7万棟となる。（東日本大震災は、関東大震災、阪神・淡路大震災と同様の超大規模災害とするものとして除外。）

【大規模災害】					
	発生年月日	地震名	被害戸数（棟）		除外
			全壊	半壊	
①	1896. 6. 15	明治三陸沖地震	10,000		
②	1923. 9. 1	関東大震災	321,000	102,000	除外
③	1927. 3. 7	北丹後地震	12,584		
④	1944. 12. 7	東南海地震	20,740	36,520	
⑤	1946. 12. 21	南海地震	15,640	23,487	
⑥	1948. 6. 28	福井地震	40,035	11,816	
⑦	1995. 1. 17	阪神・淡路大震災	104,906	144,274	除外
⑧	2011. 3. 11	東日本大震災	121,768	280,160	除外
計			646,673	598,257	
5災害計			98,999	71,823	
5災害の平均			19,800	14,365	

※出典：理科年表（平成21年）、東日本大震災は消防庁報告。

2 必要額のシミュレーション

(1) 半壊の災害発生状況によるシミュレーション

災害の発生状況は、年次の間で差が大きいことから、過去 50 年間（1967 年～2016 年）の災害発生状況と、大規模災害の発生も考慮すべきことから明治三陸沖地震（1896 年）以降の大規模地震災害の発生状況をふまえ、1 世帯あたり 50 万円として算出する。

◇過去 50 年間及び大規模災害の平均 年 16 億円

<シミュレーション>

【解体・大規模半壊比率】

(解体 46,490 世帯+大規模半壊 67,802 世帯) ÷ 世帯変換率 1.6
÷ 半壊 344,098 棟=0.21

※解体・大規模半壊：被災者生活再建支援制度の実績
※半壊：消防庁報告

【過去 50 年間（1967 年～2016 年、1995 年・2011 年を除く）の対象棟数】

半壊 198,540 棟 × (1 - 解体・大規模半壊比率 0.21) = 156,847 棟

【過去 50 年間（平成 7 年、23 年を除く）の平均世帯数】

156,847 棟 ÷ 48 × 世帯変換率 1.6 = 5,228 世帯

【大規模災害（平均）の平均世帯数】

半壊 14,365 棟 × (1 - 解体・大規模半壊比率 0.21)
÷ 周期 15 年 × 世帯変換率 1.6 = 1,210 世帯

必要額算出

【実支給額】

対象世帯 (5,228 世帯+1,210 世帯) × 支給額 500 千円
÷ 基金負担 (1/2) 2 = 1,609,500 千円

⇒16 億円

(2) その他の災害発生状況によるシミュレーション

①一部損壊の災害発生状況によるシミュレーション

災害の発生状況は、年次の間で差が大きいことから、過去 50 年間（1967 年～2016 年）の災害発生状況をふまえ、1 世帯あたり 30 万円として算出する。なお、一部損壊については過去の災害に関する統計の「一部破損」を前提にしている。（明治三陸沖地震（1896 年）以降の大規模地震災害に係る一部損壊の数値がない。）

◇過去 50 年間の平均 年 124 億円

<シミュレーション>

[大規模災害が発生した年（1995 年・2011 年）を除く]

【50 年間（1967 年～2016 年、うち 1995 年、2011 年除く）の対象世帯数】

一部損壊 2,474,796 棟 ÷ 48 × 世帯変換率 1.6 = 82,493 世帯

必要額算出

【実支給額】

対象世帯 82,493 世帯 × 300 千円
÷ 基金負担 (1/2) 2 = 12,373,950 千円

⇒124 億円

②床上浸水の災害発生状況によるシミュレーション

災害の発生状況は、年次の間で差が大きいことから、過去50年間（1967年～2016年）の災害発生状況をふまえ、1世帯あたり30万円として算出する。

◇過去50年間の災害の平均 年 56億円

<シミュレーション>

[大規模災害が発生した年（1995年・2011年）を除く]

【50年間（1967年～2016年、うち1995年、2011年除く）の対象世帯数】

床上浸水 1,121,451棟 ÷ 48 × 世帯変換率 1.6 = 37,282世帯

必要額算出

【実支給額】

対象世帯 37,282世帯 × 300千円

÷ 基金負担(1/2) 2 = 5,607,300千円

⇒ 56億円

③床下浸水の災害発生状況によるシミュレーション

災害の発生状況は、年次の間で差が大きいことから、過去50年間（1967年～2016年）の災害発生状況をふまえ、1世帯あたり30万円として算出する。

◇過去50年間の災害の平均 年 285億円

<シミュレーション>

[大規模災害が発生した年（1995年・2011年）を除く]

【50年間（1967年～2016年、うち1995年、2011年除く）の対象世帯数】

一部損壊 5,307,502棟 ÷ 48 × 世帯変換率 1.6 = 190,250世帯

必要額算出

【実支給額】

対象世帯 190,250世帯 × 300千円

÷ 基金負担(1/2) 2 = 28,537,500千円

⇒ 285億円

3 現行制度に基づく必要額のシミュレーション

(1) 全壊等の災害発生状況によるシミュレーション

「被災者生活再建支援制度に関する検討結果報告」(平成 30 年 7 月)では、世帯変換率を 1.4 としていたが、本報告では 1.6 としてシミュレーションを実施したことから、改めて必要額を算出する。

災害の発生状況は、年次の間で差が大きいことから、過去 50 年間 (1967 年～2016 年) の災害発生状況と、大規模災害の発生も考慮すべきことから明治三陸沖地震 (1896 年) 以降の大規模地震災害の発生状況を踏まえて算出する。

なお、来年度の追加拠出額 400 億円 (予定) には、適用対象外の一部地域が対象となった場合の必要額が含まれている。

◇過去 50 年間及び大規模災害の平均 年 60 億円

【解体・大規模半壊比率】

$$\begin{aligned} & (\text{解体 } 46,490 \text{ 世帯} + \text{大規模半壊 } 67,802 \text{ 世帯}) \div \text{世帯変換率 } 1.6 \\ & \qquad \qquad \qquad \div \text{半壊 } 344,098 \text{ 棟} = 0.21 \end{aligned}$$

※解体・大規模半壊：被災者生活再建支援制度の実績

※半壊：消防庁報告

【1 世帯あたりの支給額平均 (平成 19 年度以降の支給見込に基づく)】

$$\text{支給見込額 } 5,119 \text{ 億円} \div \text{支給世帯 } 245,457 \text{ 世帯} = 2,086 \text{ (千円/世帯)}$$

【過去 50 年間 (平成 7 年、23 年を除く) の対象棟数】

$$\begin{aligned} & \text{全壊 } 55,921 \text{ 棟} + \text{半壊 } 198,539 \text{ 棟} \times \text{解体・大規模半壊比率 } 0.21 \\ & \qquad \qquad \qquad = 97,614 \text{ 棟} \end{aligned}$$

【大規模災害 (平均) の対象棟数】

$$\begin{aligned} & \text{全壊 } 19,800 \text{ 棟} + \text{半壊 } 14,365 \text{ 棟} \times \text{解体・大規模半壊比率 } 0.21 \\ & \qquad \qquad \qquad = 22,817 \text{ 棟} \end{aligned}$$

必要額算出

過去 50 年間 (平成 7 年、23 年を除く) 及び大規模災害の平均の支給推計

$$\begin{aligned} & \text{対象棟数 } 97,614 \text{ 棟} \times \text{支給額平均 } 2,086 \text{ (千円)} \div 48 \text{ 年} \\ & \qquad \qquad \qquad \div \text{基金負担 (1/2) } 2 \times \text{世帯変換 } 1.6 = \underline{3,394 \text{ 百万円 (a)}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{対象棟数 } 22,817 \text{ 棟} \times \text{支給額平均 } 2,086 \text{ (千円)} \\ & \qquad \qquad \qquad \div \text{周期 } 15 \text{ 年} \div \text{基金負担 (1/2) } 2 \times \text{世帯変換 } 1.6 = \underline{2,538 \text{ 百万円 (b)}} \end{aligned}$$

$$\underline{(a+b) \text{ } 5,932 \text{ 百万円}} \quad \Rightarrow \underline{60 \text{ 億円}}$$

4 適用対象外の一部地域が対象となった場合の見込み額

(1) 現行支給区分における見込み額

①被災者生活再建支援法が適用された自然災害における対象外率

ア全壊棟数

【全壊棟数】			
	全壊棟数	対象外棟数	対象となる自然災害
平成 25 年	261	31	7月大雨、9月大雨、台風第 18 号、台風第 24 号、台風第 26 号
平成 26 年	312	18	台風 8 号、台風第 11・12 号、8月大雨、8月豪雨、長野県北部地震
平成 27 年	81	3	9月関東・東北豪雨
平成 28 年	9,209	10	熊本地震、台風第 10 号、鳥取県中部地震、※12月強風
平成 29 年	353	16	7月九州北部豪雨、7月大雨 台風第 18 号、台風第 21 号
計	10,216	78	

※全壊棟数：消防庁・災害情報
 ※対象外棟数：消防庁及び各都道府県の災害情報による概数
 ※12月強風は、火災による影響が大きいため除外

イ対象外率

アに基づき対象外率を算定すると以下のとおりとなる。

対象外棟数 78 棟 ÷ 全壊棟数 10,216 棟 = 0.008

②必要額シミュレーション

「被災者生活再建支援法に関する検討結果報告」（平成 30 年 7 月）に準じて年間の必要額を算出する。

◇適用対象外となる一部地域が対象となった場合 47 百万円

<シミュレーション>

必要額算出

【適用対象外となる一部地域が対象となった場合】

5,932 百万円 (※) × 0.008 = 47 百万円

(※) 「3 現行制度に基づく必要額のシミュレーション」で算出した必要額

(2) 半壊世帯が支給対象に追加された場合の見込み額

①被災者生活再建支援法が適用された自然災害における対象外率

ア半壊棟数

【半壊棟数】			
	半壊棟数	対象外棟数	対象となる自然災害
平成 25 年	554	261	7月大雨、9月大雨、台風第 18 号、台風第 24 号、台風第 26 号
平成 26 年	651	64	台風 8 号、台風第 11・12 号、8月大雨、8月豪雨、長野県北部地震
平成 27 年	7,090	368	9月関東・東北豪雨
平成 28 年	37,319	129	熊本地震、台風第 10 号、鳥取県中部地震、※12月強風
平成 29 年	2,196	538	7月九州北部豪雨、7月大雨 台風第 18 号、台風第 21 号
計	47,810	1,360	

※全壊棟数：消防庁・災害情報
 ※対象外棟数：消防庁及び各都道府県の災害情報による概数
 ※12月強風は、火災による影響が大きいため除外

イ対象外率

アに基づき対象外率を算定すると以下のとおりとなる。

対象外棟数 1,360 棟 ÷ 全壊棟数 47,810 棟 = 0.028

②必要額シミュレーション

「2 必要額のシミュレーション」により必要額を算出する。

◇適用対象外となる一部地域が対象となった場合 45 百万円

<シミュレーション>

必要額算出

【適用対象外となる一部地域が対象となった場合】

1,610 百万円 (※) × 0.028 = 45 百万円

(※) 「2 (1) 半壊の災害発生状況によるシミュレーション」で算出した必要額

※ なお、現行制度を前提とした基金規模 600 億円には、現行支給区分における上記見込み額 4.7 億円 (47 百万円 × 10 年) が、半壊まで拡大された場合の基金規模 760 億円には、半壊世帯が支給対象に追加された場合の上記見込み額 9.2 億円 ((47 百万円 + 45 百万円) × 10 年) が含まれている。

5 半壊まで拡大された場合の支給方法

(1) 現行制度

支給額は、以下の①と②の支給額の合計となる。

①住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）	②住宅の再建に応じて支給する支援金（加算支援金）
・全壊、解体、長期避難 100万円	・建設・購入 200万円
・大規模半壊 50万円	・補修 100万円
	・賃貸 50万円

(2) 拡大された場合の支給方法

拡大された場合の支給方法については、3つのパターンが想定できる。

	基礎支援金	加算支援金
①基礎支援金、加算支援金の両方を支給する場合		
	25万円	(補修) 25万円
<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度に則り、基礎支援金、加算支援金を支給。 ・ただし、現行制度は1の①、②の組み合わせによるため、それに従うとバランスを欠くが、半壊は実績に応じて上記25万円、25万円とすることで対応する。(現行の組み合わせは関係しない。) ・なお、半壊は、基本的に「補修」が中心となることから、「賃貸」の場合は支給無しでも問題ないを考える。(「半壊」の「賃貸」の場合は、賃貸の集合住宅に入居して被災したケースが想定されるが、原則、大家が修繕するものであることから、支給しないのが妥当ともいえる。) 		
②基礎支援金のみを支給する場合		
	50万円	—
<ul style="list-style-type: none"> ・2回に分けて支給すると、金額が小さくなることから、基礎支援金で支給。 ・ただし、現行の基礎支援金の中の「大規模半壊50万円」とのバランスを欠くが、「大規模半壊を含め半壊50万円」とし、加算支援金なしと整理することは可能である。 		
③加算支援金のみを支給する場合		
	—	(補修) 50万円
<ul style="list-style-type: none"> ・2回に分けて支給すると、金額が小さくなることから、加算支援金で支給。 ・ただし、現行の加算支援金の中の「補修100万円」とのバランスを欠くように見えるが、被害実績等を考慮すると、「補修50万円」は妥当である。 ・なお、「賃貸」も50万円とするか、過大支給として半分の25万円とすることを検討する必要がある。その場合、現行の「補修100万円」、「賃貸50万円」の半分となり、被害状況と支給額は均衡するといえる。 		